

グループホーム(認知症対応型共同生活介護)とは「認知症ケアに特化した民間ホーム」

認知症の診断を受けた高齢者(原則 65 歳以上)の方が少人数で共同生活を営む施設を認知症グループホームと呼びます。1 ユニット(共同生活の単位)の定員は 5～9 人で、より家庭に近い環境で生活することが可能です。また、認知症ケアの知識や技術を持った職員が 24 時間常駐し、生活をサポートしてくれます。

グループホームは介護保険法上、地域密着型サービスの一つである認知症対応型共同生活介護に位置付けられます。地域密着型サービスは自治体の指定を受けた事業者がその地域住民を対象に提供する介護保険サービスのため、現在お住まいの地域(住民票のある地域)以外のグループホームには原則入居できません。また、入居には認知症の診断と要支援 2 以上*の認定も必要です。

「2025 年には 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になる*」という推計もあるなど、長寿化が進む日本において認知症は誰もがなりうる疾患です。認知症グループホームは地域交流を通じて認知症に対する理解を促進したり、併設の事業所(デイサービスやショートステイ)を通じて在宅で介護する方を支えたりと、地域における認知症ケアの拠点となっています。

* 出典:「[日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究\(2015 年\)](#)」より

● 認知症グループホームの特徴

介護保険		認知症対応型共同生活介護
入居条件	住民票	施設のある自治体の住民票が必要
	要介護度	要支援2以上 ※自立・要支援1は入居不可
	認知症	医師の診断が必要
	看取り	施設による
	医療処置	受け入れが難しい
	生活保護	相談可能な施設が多い ※ただし空室は少ない
人員配置	比率	日中は3：1 以上、夜間は各ユニットに1人以上
居室	タイプ	個室(1人部屋)
	広さ	7.43㎡以上 ※10～13㎡程度の居室が多い
	設備	通常、居室にトイレは付いていない
費用	契約形態	利用権方式
	初期費用	0～数十万円
	月額費用	10～20万円
その他	運営主体	主に株式会社や社会福祉法人
	施設数	約14,000



グループホームには看護師を配置する義務がありません。インスリン注射や胃ろうなど、日常的に医療処置が必要な方の入居は難しくなっています。